

京都市告示第 138 号

介護保険法（以下「法」という。）第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者から，法第 115 条の 23 の規定に基づき，当該指定に係る事業所の廃止について，次のとおり届出がありました。

平成 21 年 6 月 5 日

京都市長 門川 大作

1 届出者の名称

社団法人伏見医師会（会長 岸田 進）

2 届出者の主たる事務所の所在地

京都府京都市伏見区大亀谷八島町 13

3 廃止する事業所の名称

京都市深草・中部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所（介護保険事業所番号 2600900092）

4 廃止する事業所の所在地

京都府京都市伏見区大亀谷八島町 13

5 廃止年月日

平成 21 年 3 月 31 日

6 備考

本件事業所は，平成 21 年 3 月 31 日京都市告示第 545 号において，平成 21 年 4 月 1 日から新たな事業者を指定している。

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）